平成25年(ワ)第1356号、平成26年(ワ)第145号 九州朝高生就学支援金差別国家賠償請求事件

原 告 甲ほか67名

被 告 国

# 準 備 書 面 (2)

2014年(平成26年)9月18日

福岡地方裁判所小倉支部第3民事部合議係 御中

原告ら訴訟代理人	,弁護士	服	部	弘	昭
同	弁護士	李		博	盛
同	弁護士	後	藤	富	和
同	弁護士	中	原	昌	孝
同	弁護士	安	元	隆	治
同	弁護士	江	上	裕	之
同	弁護士	Ш	上	武	志
同	弁護士	祖	父	江 弘	美
同	弁護士	金		敏	寛
同	弁護士	池		上	遊
同	弁護士	服	部	貴	明
同	弁護士	柴	田	裕	之
同	弁護士	石	井	衆	介
同	弁護士	清	田	美	喜
他 4 8 名					

## 第1 はじめに

本準備書面は、被告第1準備書面について反論するものである。 本準備書面第2(2頁以下)では、行政手続法違反についてで あるが、被告はハ号規程との関係から、長くとも10ヶ月以内に 指定(不指定)処分をすべきであったところ、福岡朝鮮学園の申 請から2年2ヶ月が経過した後に不指定処分をしたことが、行政 手続法6条、7条に違反することについて主張する。

本準備書面第3 (6 頁以下)では、九州朝鮮高校に対する、ハ 号規程13条の審査において、コリア国際学園やホライゾン・ジャパン・インターナショナルスクールの際には用いられなかった要件を加重したことが、文科大臣の裁量を逸脱していることについて主張するとともに、この点に関して、被告に対する釈明を求めるものである。

本準備書面第4(10頁以下)では、被告が無償化法の趣旨を無視して規則ハ号を削除したこと及びその理由に何ら合理性がないことを主張するものである。

本準備書面第5 (16頁以下)及び第6 (20頁)では、憲法1 4条、13条に関して、被告の主張に対する反論及び原告の主張を 述べるものであり、第7 (20頁)では、国家賠償請求における相 互保証について、被告の主張に対する反論を述べるものである。

以下、詳述する。

## 第2 本件不指定処分は行政手続法に違反すること

1 被告は、本件不指定処分までに一定期間を要した事情として、 慎重な審査等を行う事情が認められたこと及び朝鮮高校に対する 審査手続きが一時停止されたことを挙げて、行政手続法(以下、 「行手法」という。)6条、7条違反の事実はないと主張している。 また、被告は、仮に行手法6条、7条違反があるとしても、九州 朝鮮高校は、実体的に規則ハ号による指定を受けられない外国人 学校であるから、原告らには本件不指定処分を取り消す利益はな く、その意味においても上記事由は本件不指定処分の違法を根拠 付ける事由になるものではないなどと主張している。

しかし、文部科学大臣(以下、「文科大臣」という。)は朝鮮学校からの申請があることを十分に予測した上でハ号規程を制定しているところ、ハ号規程14条3項は、「第1項の規定による申請は、規則第1条第1項第2号ハ号の規定による指定を受けようとする年度の前年度の5月31日までに行わなければならない」と規定し、長くとも10か月以内に指定ないし不指定処分を行うことを予定している(甲4号証、甲20号証の3の5)。

したがって、少なくとも申請から2年2か月以上も経過するまで何らの処分も行わなかった事が違法であることは明白である。

また、原告らは訴状第3において、審査放置が違法であるとして慰謝料を請求しているのであって、かかる請求との関係で問題となるのは、審査放置が違法であるか否かという点であり、(無論、実体的にも違法である。)実体的に九州朝鮮高校がハ号規程による指定を受けられる外国人学校であるか否かとは別問題であるから、「仮に行手法6条及び7条に違反する事実があったとしても、朝鮮高校はハ号による指定を受けられないから、前記違反の事実は本件不指定処分の違法を根拠付けるものではない」という被告の主張は、原告の主張に対する反論としての体をなしていない。

- 2 慎重な審査等を行う事情が認められたとの主張について
  - (1) 被告は、「朝鮮高級学校については、(中略) 慎重な調査等を行う事情が認められたのに対し、ホライゾン・ジャパン・イン

ターナショナルスクール及びコリア国際学園については、そのような事情は認められなかったのであるから、そのようなことも踏まえずに単純にこれら外国人学校と比較するのは相当ではない」などと主張している。

(2) 文科大臣は、2010年(平成22年)11月5日にハ号規程を定めるにあたり、検討会に対して、「高等学校の課程に類する課程」に係る「基準」、「手続」、「審査体制」、「審査方法」を検討することを依頼しているところ、検討会では、第一回会議(2010年(平成22年)5月26日開催)時点から朝鮮高校の申請を予測した議論が行われている(乙5号証の1)。

かかる検討会の意見を踏まえて、文科大臣は、2010年(平成22年)11月5日付でハ号規程を制定しているが、朝鮮高校の申請を予測した上で策定されたハ号規程自体が、その14条3項において、申請後長くとも10か月以内には指定ないし不指定の処分を行うことを予定している(甲4号証)。

被告は、朝鮮高校について、「慎重に審査を行うべき事情」があったと主張しており、被告第1準備書面の37頁では、かかる事情の一つとして、2010年(平成22年)2月11日、3月11日、9月26日付の新聞報道が指摘されている。

しかしながら、ハ号規程が制定されたのは2010年(平成22年)11月5日であることから、文科大臣はこれら報道に接した上でハ号規程を制定しているところ、ハ号規程14条3項が申請後長くとも10か月以内での処分を行うことを定めているのだから、朝鮮高校も含め、ハ号規程に基づく申請に係る標準処理期間は10か月以内であったというべきであり、少なくとも、九州朝鮮高校の申請から2年2か月も経過した後に行

われた本件処分は明らかに違法である。

- 3 審査手続きが一時停止されたとの主張について
  - (1) 被告は、「当時、北朝鮮による上記砲撃事件を契機として大韓 民国との戦争が勃発する可能性も否定出来ない緊急事態である との報道もあった中で、北朝鮮と密接な関係を有する朝鮮高級 学校を就学支援金の支給対象とするか否かについて、審査会の 委員が、平常時のように客観的かつ公正な審査を行うことがで きなくなるおそれが否定できず、審査手続きの継続によって、 かえって朝鮮高級学校の利益が害されることを回避する必要が あったため、審査手続きを一時停止せざるを得ない状況にあっ た」などと主張している。
  - (2) しかし、朝鮮共和国と韓国との間に緊迫した状況があったからといって、何故に朝鮮高級学校について客観的かつ公正な審査を行うことができないおそれが生じ、かえって朝鮮高級学校の利益が害されることになるなどという事態が生じるのかは全く不明であり、被告の主張は論理が飛躍していると言わざるをえない。
- 4 実体的に規則ハ号による指定を受けられない外国人学校である から、本件不指定処分は違法ではないとの主張について
  - (1) 被告は、仮に本件不指定処分に行手法 6 条及び 7 条に違反する事由があるとしても、九州朝鮮高校は、実体法的要件を欠くため規則ハ号による指定を受けられない外国人学校であり、原告らには本件不指定処分を取り消す利益はなく、その意味においても、行手法違反の事実は本件不指定処分の違法を根拠付けるものではないと主張している。
  - (2) しかし、上記主張は原告の主張を正解していないばかりか、

行手法の趣旨すら踏まえない誤った主張と言わざるを得ない。

そもそも、行手法は、申請権を保障することにより、申請が 実体法上の要件を満たしている場合には許認可をもらえるとい う実体的な権利とは別に、申請を審査してもらった上で拒否の 応答(実体的要件を満たさないと行政庁が判断する場合には、 申請拒否の応答)をもらえるという手続上の権利を保障したの である。

したがって、実体法的要件を満たしているかという問題と、申請の放置が国賠法上違法といえるかという問題は別の問題であり、実体法的要件を欠けば、行手法違反があっても本件不指定処分は違法とされない旨の被告の主張は、申請権を認めた行手法の趣旨すら正解しない誤った主張であると言わざるを得ない。

なお、申請が認容されるか否かにかかわらず、生ずる精神的 苦痛が問題とされ、かかる請求を認容した裁判例として、(行手 法施行前の事案である。)神戸地方裁判所昭和52年12月19 日判決・判時887号66頁がある。

- 第3 ハ号規程13条に適合しないとした文科大臣の不指定処分は裁量 を逸脱していること
  - 1 文部科学大臣の裁量について

被告は、ハ号規程13条に適合するか否かについて、「まずは教育行政に通暁する文部科学大臣の専門的、技術的判断に委ねられている」と主張し、文科大臣に無限定の裁量が与えられているかのように主張する。

しかし、文部科学大臣に裁量が認められるとしても、無限定なも のであるはずがない。 当然のことながら、文部科学大臣は憲法 9 9 条に基づき憲法尊重 擁護義務を負うものであり、例えば、憲法 1 4 条に反する差別的な 権限行使を行うことは許されない。

また、文科大臣の裁量は無償化法に根拠を有するものである。そのため、当然のことながら、無償化法に羈束される。

この点、無償化法2条1項5号は無償化法の適用を受ける(外国人学校を含む)「各種学校」について、「高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるもの」と規定する。すなわち、無償化法は、「高等学校の課程に類する課程を置くものと認められるか否か」の基準に該当するか否かの判断についてのみ、文科大臣の裁量を認めているのであり、当該基準から離れた判断は無償化法による委任の趣旨を逸脱したものとして裁量を逸脱していると言わざるを得ない。

2 朝鮮高校に対する差別的な取扱い(3要件からの加重)について 無償化法制定以降、多くの外国人学校が無償化法の適用を求めて 申請を行った。

特に、朝鮮高校と同様に、規則ハ号に基づき無償化法の適用を求めたコリア国際学園やホライゾン・ジャパン・インターナショナルスクールといった外国人学校については、①理事会が開催されていること、②財務諸表が作成されていること、③直近5年間で法令違反を理由とする指導勧告を受けていないことの3つの要件(以下、

「3要件」という。)を充足すれば、ハ号規程13条の要件を充足するとされた(甲20号証の2の3及び甲20号証の3の2)。そうであれば、同じく規則ハ号に基づく申請を行った九州朝鮮高校についても、この3要件のみで審査すべきである。

しかし、九州朝鮮高校は上記の3要件を充足しているにも関わら

ず、規則ハ号による指定がなされなかった。これは、九州朝鮮高校等の朝鮮高校に限って、規則ハ号に基づき申請を行った他の外国人学校には課されなかった要件を課したものである。このように、朝鮮高校のみを要件面で差別することは憲法14条に反するものであり許されない。

そして、被告からは、他の外国人学校との比較で、なぜ朝鮮高校についてのみ、3要件以外の要件を加重することが許されるのかという点については、何ら具体的かつ合理的な理由は示されていない。したがって、文科大臣の不指定処分は憲法14条に違反し、裁量逸脱である。

3 文科大臣が朝鮮高校に限って3要件とは別に「不当な支配」論を 持ち出したこと

上述したとおり、文科大臣の裁量は、無償化法の委任の趣旨を逸脱することは許されない。そして、無償化法は「高等学校の課程に類する課程を置くものと認められるか否か」の判断を委ねているのであるから、これとは無関係の要件を課すことは裁量逸脱である。

言うまでもなく、「高等学校の課程に類する課程を置くものと認められるか否か」というのは、そこでの教育水準のことを想定しているはずである。そこで行われる教育水準が、原告準備書面(1)で詳細に触れた各人権条約に照らして、後期中等教育の水準と認められるのであれば、無償化を実現していこうというのが無償化法の目的であるはずである。

それにも関わらず、被告は朝鮮高校の審査に際してのみ、他の外国人学校では考慮されていない要件、特に朝鮮高校で実施されている教育の教育水準とは全く関係のない、教育基本法16条1項の「不当な支配」論を持ち出した。これは、朝鮮高校のみを狙い撃ちした

要件の加重であり、無償化法が文部科学大臣に委ねた委任の範囲を逸脱する。

訴状でも触れたとおり、全国の朝鮮高校の卒業生は日本の大学への入学資格も認められてきたという実績を持っている。日本の高校生の参加する部活動の大会にも参加し、成績も残してきたという実績も持っている。日本社会における感覚として、朝鮮高校は「高校」そのものであり、その生徒たちは「高校生」そのものである。このような朝鮮高校、ひいては朝鮮高校に所属する生徒のみを殊更に無償化の対象から除外しようとする被告の態度は、原告準備書面(1)で触れた各人権条約に反するものであり、国際的な潮流からはみ出した、極めて人種差別的な前時代的な対応と言わざるを得ない。

#### 4 求釈明

以上のような、被告の差別的な要件設定に対して、以下のとおり、求釈明する。

(1) 他の私立学校や外国人学校の指定においても、指定処分にあたり、教育基本法16条1項の「不当な支配」の有無について議論されたか否かを明らかにされたい。

仮に、朝鮮高校についてのみ、「不当な支配」の議論を持ち出 したのであれば、その正当性について、被告の見解を明らかにさ れたい。

(2) 被告の主張する「不当な支配」の定義を明らかにされたい。 また、上記定義に該当するか否かを判断するにあたって、考慮 要素とされたメルクマールを明らかにされたい。

そして、当該メルクマールが設定された経緯・時期についても 併せて明らかにされたい。

(3) 被告は、結論として九州朝鮮高校に対しては、「不当な支配」

があるとの認定に至ったのか否かについて明らかにされたい。至 ったとすれば、その認定の基礎となった事実を明らかにされたい。

- (4) 規則ハ号による申請を行った、ホライゾン・ジャパン・インターナショナルスクールやコリア国際学園の審査にあたり、「不当な支配」についてどのような議論がなされ、最終的にどのような判断過程で「不当な支配」がないとの結論に至ったのか明らかにされたい。
- (5) 被告が教育基本法16条1項を論じる前提となっているハ号規程13条は、「就学支援金の授業料に係る債権の確実な充当」を謳うなど、無償化法が本来想定していた「高等学校の課程に類する課程を置くものと認められるか否か」の判断の枠組みからはみ出すような要件設定になっている。ハ号規程13条が制定された際の議論の内容・制定経緯・制定時期について明らかにされたい(原告らとしては、無償化法の要件から大きく外れるハ号規程13条は、無償化法制定当時では、本来想定していなかった条文ではないかと考えている)。
- 第4 規則ハ号削除は無償化法の委任の範囲を逸脱していること
  - 1 被告が規則ハ号を削除した理由

被告は、被告がハ号を削除した理由について、ハ号に定める外国 人学校に該当する可能性があると考えられていた朝鮮高校について、 ハ号規程13条に適合すると認めるに至らないと判断され、他方、 当時、他に指定を求める外国人学校はなく、規則ハ号を存続させる 必要がないためと主張し、このような理由による規則ハ号削除が文 科大臣の裁量権の範囲を逸脱・濫用し、無償化法の委任の範囲を逸 脱するものということはできないと述べている。

2 被告が無償化法の趣旨を無視して規則ハ号を削除したこと

(1) 無償化法が就学支援金制度の対象に各種学校を含むこととした 趣旨

無償化法は、就学支援金制度の対象となる「私立高等学校等」 とは、「公立高等学校」以外の「高等学校等」であり(無償化法 2条3項)、「高等学校等」に専修学校及び各種学校を含むとし ている(無償化法2条1項5号)。

無償化法がこのように外国人学校を含む各種学校を就学支援金制度の対象とした趣旨については、被告の主張を前提としても次のように理解される。

ア 無償化法の制定趣旨についての被告の主張

被告は、無償化法を制定した趣旨について次のように主張している。

- ① 進学の意欲のある者が経済的理由で就学が困難となることがないよう、一層の教育費負担軽減を図り、教育の機会均等を確保することが喫緊の課題となっていること
- ② 高等学校等の進学率が98パーセントに達し、国民的な教育機関となっており、その教育の効果は広く社会に還元されるものとなっていることから、高等学校等にかかる費用を社会全体で負担していくことが適当であると考えられること
- ③ 諸外国では、多くの国で後期中等教育を無償としており、 国際人権A規約において規定されている中等教育における 無償化の漸進的導入について、わが国が留保しているのを 撤回するための施策を展開していくことが求められている こと

以上のような状況の変化に伴い、高校生等が安心して勉学に

打ち込めるよう、社会全体で費用を負担しようという国民的要 請に基づき制定されることとなった。

イ 無償化法がその適用対象に外国人学校を含むこととした趣旨 無償化法の制定趣旨が以上のような点にあるとすれば、「高 等学校等」に専修学校及び外国人学校を含む各種学校のうちー 定の学校をも含むとしたのは、これらの学校も国民的な教育機 関として、その教育の効果が広く社会に還元されるものとなっ ており、これらの学校に通う高校生等が安心して勉学に打ち込 めるようにすべきであると考えられたからに他ならない。

したがって、被告(文科大臣)は、各種学校のうち、どのような学校について無償化法の適用対象とするかを省令において 定める、あるいはこれを改正するにあたっては、上記のような 趣旨を踏まえて、その与えられた裁量権を行使することが求め られているというべきである。

(2) 被告による規則ハ号削除が法の趣旨を無視したものであること ア 教育の機会均等という法の趣旨に反すること

被告は、規則ハ号を削除した理由について、先に述べたとおり、九州朝鮮高校がハ号規程13条に適合すると認めるに至らないと判断され、他方、当時、他に規則ハ号による指定を求める外国人学校がなく、規則ハ号を存続させる必要性がないため、としている。

しかし、規則ハ号削除は、規則ハ号により無償化法の適用対象となることが想定されていた学生等について、適用対象となりうる可能性を将来においても封じてしまうことになる。このことは、上記のような国民的要請を被告が無視し、朝鮮高校に通う高校生等に対して、教育の機会均等や安心して勉学に打ち

込むことができるという利益を与えないこととなるのであるから、規則ハ号を削除するという裁量権行使は、その法の趣旨に 反している。

イ 国際人権A規約に対する留保を撤回しようとした法の趣旨に 反すること

また、国際人権A規約は、無償化の漸進的導入の対象としている中等教育の範囲について何ら留保を付しておらず、同規約の趣旨からすれば、朝鮮高校も含まれると考えるのが自然なところ、独自の考えで朝鮮高校を対象から除外するような規則ハ号削除を行うことはできないというべきである。

したがって、この点においても、被告が規則ハ号削除を行ったことは、国際人権A規約に対する留保を撤回しようとした無償化法の趣旨を無視したものといえる。

- 3 規則ハ号削除に関する被告の主張の不合理性
  - (1) 不指定処分の理由が矛盾していること

被告は、不指定処分の理由について、規則ハ号を削除した理由を説明する場面と、朝鮮高校がハ号規程13条に適合すると認めるに至らなかった理由を説明する場面とで、次のように矛盾した説明をしている。

すなわち、被告が規則ハ号を削除した理由を説明する場面では、 規則ハ号に定める外国人学校に該当する可能性があると考えられ ていた朝鮮高校については、指定に係る審査の過程において、強 制的に立入り調査を実施して書類を押収するなどの権限がなく、 指定の基準を満たすかどうかの審査に限界があることが明らかに なり、ハ号規程13条に適合すると認めるに至らないと判断され たことを挙げている(被告第1準備書面46頁)。 他方で、ハ号規程13条に適合すると認めるに至らなかった理由を説明する場面では、文書照会への朝鮮高校側の回答結果や報道、公安調査庁の報告等から明らかとなった事実関係を前提に、朝鮮高校に対する北朝鮮や朝鮮総聯の影響力は否定できず、その関係性が教育基本法16条1項で禁じる「不当な支配」に当たらないことや適正な学校運営がなされていることについて十分な確証を得ることができず、就学支援金を支給したとしても、授業料に係る債権が弁済されないことが懸念されたためとしている(被告第1準備書面43頁)。

上記のように、被告は、規則ハ号を削除した理由を説明する場面では審査に限界がある、すなわち、基準を満たすかどうか「よく分からない」と言い、他方で、ハ号規程13条に適合しない理由を説明する場面では、「基準を満たさない」と言っており、明らかに矛盾した説明をしているのである。被告は、パブリックコメントの結果(甲19号証)においても、「朝鮮学校については、拉致問題の進展がないこと、朝鮮総聯と密接な関係にあり教育内容、人事、財政にその影響が及んでいることを踏まえると、現時点での指定には国民の理解を得られないと考えております。」と述べており、審査に限界があったことについては触れてもいない。被告がこのように自己矛盾の主張をしているのは、不指定処分について合理的な理由を説明することが困難であり、無理矢理、理由をこじつけようとしたことに端を発するものと言わざるを得ない。

したがって、本件不指定処分に理由がないことはもちろん、規 則ハ号削除に関する被告の主張には何ら合理性が認められない。

(2) 本件不指定処分の理由との関係で循環論法となっていること

被告は、被告が規則ハ号を削除した理由について、先に述べた とおり、朝鮮高校がハ号規程13条に適合すると認めるに至らな いと判断されたことを挙げており、他方で、被告は、本件不指定 処分の理由として、ハ号削除をも理由としている(甲13号証)。

このように、被告の主張は、規則ハ号削除の理由が本件不指定処分となっており、他方で、本件不指定処分の理由が規則ハ号削除となっているものであって、論理が循環していると言わざるを得ず、まったく合理性がない。

被告の論理がこのように循環せざるを得ないのも、本件不指定 処分や規則ハ号削除に合理的な理由を見出すことが困難であり、 何とかして理由をつけようと無理をしたことに端を発するものと 言わざるを得ない。

したがって、このことからも規則ハ号削除に関する被告の主張 には何ら合理性が認められない。

#### (3) 小括

以上で明らかとなったとおり、被告は、本件不指定処分についてはもちろん、規則ハ号削除についても合理的な理由のないままに強行したものであり、このことからしても、前述したとおり、被告が法の趣旨を無視してハ号を削除したということもできる。

#### 4 まとめ

以上のとおり、規則ハ号削除については、朝鮮高校を含め、イ号やロ号に該当しないがハ号には該当しうるという各種学校が現れた場合に、将来にわたって無償化法を適用できなくするという意味で、無償化法の立法趣旨を無にするという取り返しのつかない問題があった。

他方で、被告が主張する規則ハ号削除の理由は、本件不指定処分

の理由についての被告の主張と矛盾していること、本件不指定処分 の理由を規則ハ号削除にあるとしながら、規則ハ号削除の理由にも 本件不指定処分があるとする循環論法を用いていることなど、何ら 合理的な理由がない。

よって、被告が無償化法の趣旨を無視して規則ハ号を削除しており、その理由にも何ら合理性が見いだせない以上、規則ハ号削除は被告(文科大臣)の裁量権を逸脱・濫用したものとして違法である。

#### 第5 憲法14条違反

1 被告の主張

被告は、本件不指定処分は、九州朝鮮高校がハ号規程13条に適合すると認めるに至らないことを理由にされたものであり、ハ号規程に定める指定の基準及び手続等を離れて、原告らのみを差別して不指定としたというものではない、指定の基準を満たす学校及びその生徒等とその基準を満たさない学校及びその生徒等との間で取扱いが異なるのは、当然のことであり、これが不合理な差別的取扱いに当たるものではないなどと主張する。

しかし、以下に述べるとおり、被告の主張には理由がない。

- 2 他の学校との取扱いに差別がある
  - (1) ハ号規程15条に基づく高等学校等就学支援金の支給に関する審査会は、ホライゾン・ジャパン・インターナショナルスクール及びコリア国際学園の運営に関する審査基準の充足性について、「情報の提供(ハ号規程12条)、適正な学校運営(同規程13条)については、私立学校法に基づく、理事会の開催、財務諸表の作成等が行われており、当該教育施設を所管する都道府県に確認したところ、直近5年間において法令違反を理由とする指導・勧告等を受けたことがないことから、法令に基づく適正な運営が

行われているものと判断する。」(上述した3要件)としているように、その他の各種学校に対しては、3要件を充たしていることのみをもって(「不当な支配」が及んでいるか否かの審査を行った形跡がないまま)、ハ号規程に適合するとの結論になっている。

(2) また、規則ハ号による指定を行おうとするときには、文科大臣は、あらかじめ教育制度に関する専門家その他の学識経験者で構成される会議で文科大臣が別に定めるものの意見を聴くものとされており(ハ号規程15条)、ホライゾン・ジャパン・インターナショナルスクール及びコリア国際学園は、いずれも審査会の意見に基づいて、それぞれ指定を受けている。

しかしながら、九州朝鮮高校については、2011年(平成23年)12月16日開催の第5回審査会時点において、ハ号規程の各要件(上記3要件等)を満たすことが明らかになっていたにも関わらず(甲20号証の5の6)、ハ号規程の審査基準を満たすか否かについては継続審議とされた。さらには、このように、審査基準を満たすか否かの審査会の意見は決まっていなかったにもかかわらず、ハ号規程13条に適合するものとは認めるに至らないとの判断がなされたうえで、不指定処分がなされている。

(3) 以上からすれば、九州朝鮮高校に対しては、他の2校とは明らかに審査内容・方法・及び程度に差異があることは明らかである。また、文科大臣は、審査会の意見を聴くという自ら定めたルールであるハ号規程を無視して、審査会の意見を待たずして不指定処分を行っているのであって、この点においても、他の2校とは異なる取扱いを行っていることは明らかである。

3 差別取扱いの性質

これらの差別によって、九州朝鮮高校は無償化法の対象となる指定を受けることができず、それに伴い、原告らは就学支援金を受給することができなかったものであるから、原告らにとっては「朝鮮学校の生徒」であることという社会的身分による差別である。

- 4 差別的措置の不合理性について
  - (1) 目的の不当性
    - ア 被告は、九州朝鮮高校に対する差別の目的を明らかにしておらず、そもそも、憲法14条についての反論の体をなしていない。被告は、ハ号規程13条を隠れ蓑にして論じているに過ぎないのである。

もっとも、被告の九州朝鮮高校に対する差別の目的としては、 以下に述べるとおり、政治外交上の圧力が目的であったと考え られる。

規則ハ号を削除する際のパブリックコメントにおける憲法1 4条違反との指摘に対する被告の回答(甲19号証)には、民 主党政権から自民党政権に政権交代したことにより、「外交上 の配慮などにより判断」しないとの民主党政権時の政府統一見 解を廃止し、「拉致問題の進展がないこと、朝鮮総聯と密接な 関係にあり教育内容、人事、財政にその影響が及んでいること を踏まえると、現時点での指定には国民の理解が得られないと の理由には合理性がある」と回答している。かかる回答からす れば、政府自体が「廃止」と言い切らなければならないほど、 「外交上の理由で判断した」ことを認めており、拉致問題とい う外交問題の解決が目的であったというべきである。

- イ しかし、無償化による就学支援金制度の趣旨は、
  - ① 授業料以外の教材費等の様々な費用がかかり、近年の経

済情勢の悪化に伴って、その経済的負担が相対的に重くなっていることから、進学意欲のある者が、経済的理由で就学が困難となることがないように一層の負担軽減を図り、教育の機会均等を確保することが喫緊の課題となっていること

- ② 高等学校等は国民的な教育機関となっており、その教育 の効果が広く社会に還元されるものとなっていることから、 それにかかる費用についても社会全体で負担していくこと が適当であること
- ③ 諸外国の多くでは後期中等教育を無償としており、国際 人権A規約13条2項(b)を留保する国が、締約国のう ち日本を含め2か国という状況を撤回するため、高等教育 の費用負担の在り方を見直し、受益者負担から社会全体負 担へとシフトした施策を進めることが国民的要請となって いる

という点にある。

そして、私立高等学校等については、建学の精神に基づいて特色ある教育を行っており、授業料設定も含め、その自主性を尊重する必要があることなどから、公立高等学校の授業料相当額を就学支援金として一律に支給することとされている。

前記のような被告の政治・外交上の目的は、無償化法による 就学支援金制度の趣旨・目的に全く適合していないと言わざる を得ず、「教育の機会均等」に対して何ら寄与するものではな いのであって、不当な目的であることは明白である。

#### (2) 小括

以上から、目的と手段との合理的関連性を論じるまでもなく、

九州朝鮮高校だけに差別的な取扱いを行い、その結果、無償化法の対象として指定しなかった文科大臣の本件不指定処分は、九州朝鮮高校と他の外国人学校とを合理的理由なく差別するものであり、憲法14条1項に反し、違憲かつ違法なものである。

# 第6 憲法13条違反

被告は、本件不指定処分は、九州朝鮮高校がハ号規程13条に適合すると認めるに至らないことなどを理由とするものであり、原告らのみを差別して不指定としたものではなく、また、九州朝鮮高校における原告らの人格形成及び学習権等を何ら否定するものでもないとして、憲法13条等に違反しないと主張する。

しかし、無償化法の制定により、中等教育の授業料について経済的援助を受ける権利及び民族教育についても授業料について経済的援助を受ける権利が具体化されたことは、これまで述べたとおりである(憲法13条、26条等)。

したがって、憲法 1 3 条等に反し、違憲かつ違法なものであることは明らかである。

## 第7 相互保証

被告は、原告らの国籍が明らかにされておらず、損害賠償請求権 発生の要件である相互保証の主張・立証がなされていないと主張す る。

この点、原告らは、日本国籍か朝鮮共和国と韓国の二重国籍を有する者であり、韓国と我が国の間には、相互の保証があるから、国家賠償法第6条の要件を充たすことは明らかである。

以上